

家畜伝染病予防法改正の方向（イメージ）

消費・安全局

令和元年12月

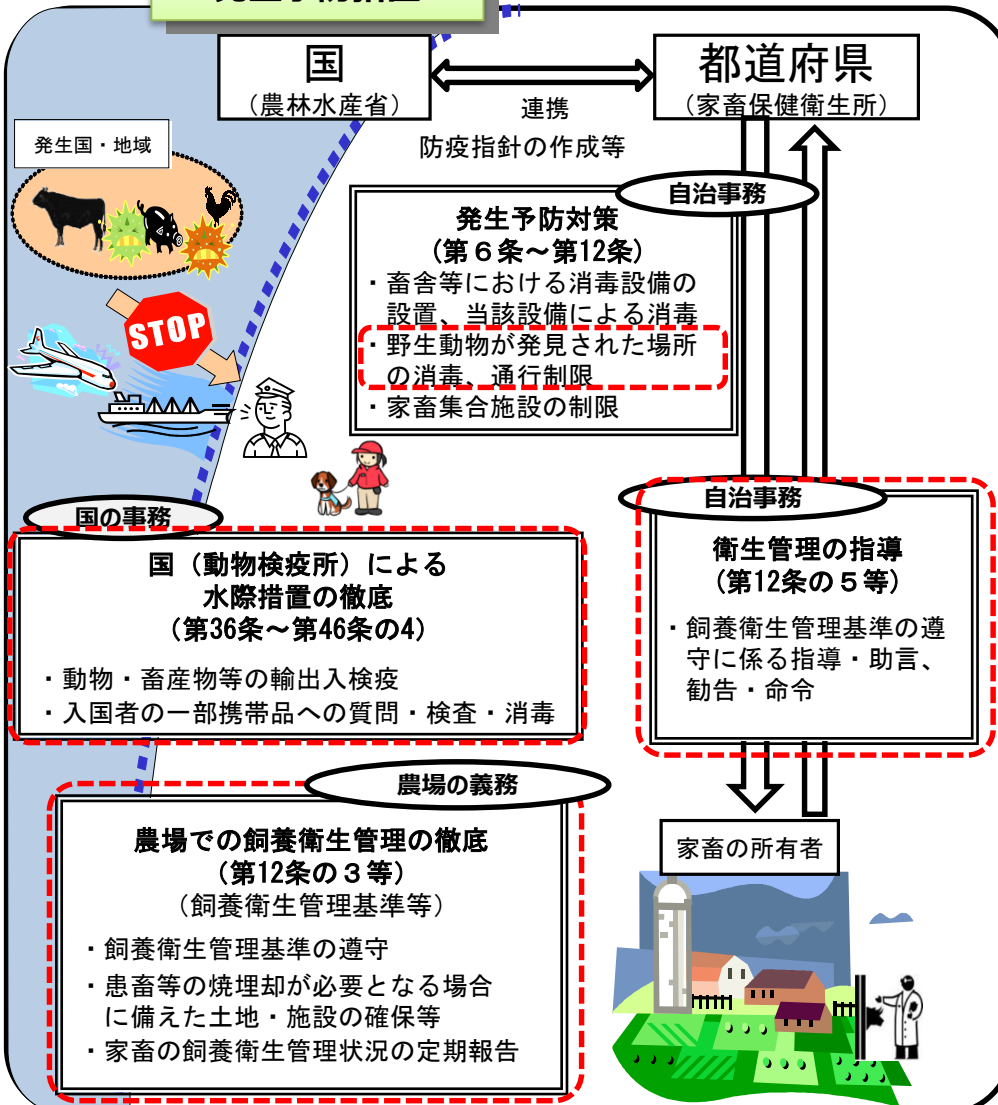
農林水産省

1 家畜伝染病予防法の概要 改善・強化が必要な措置（案）

農林水産省
消費・安全局

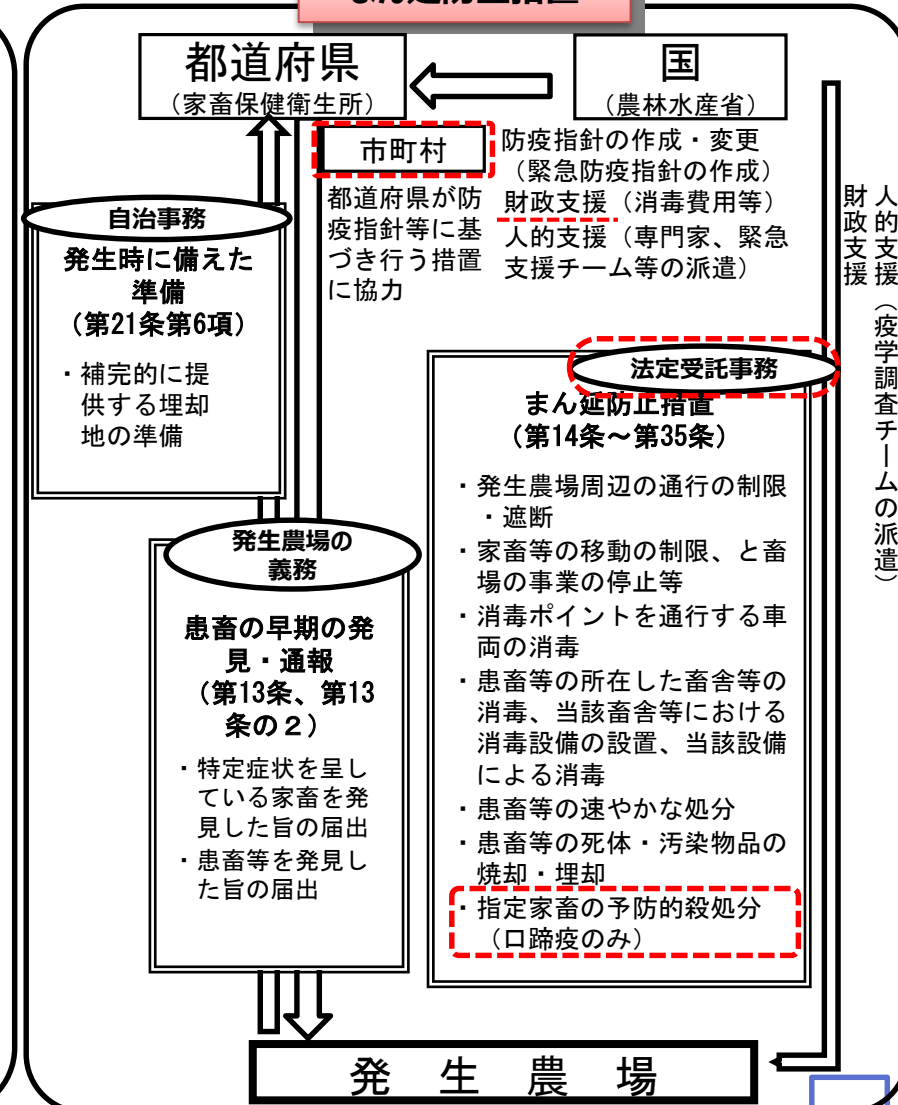
家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防措置



発生時には・・・

まん延防止措置

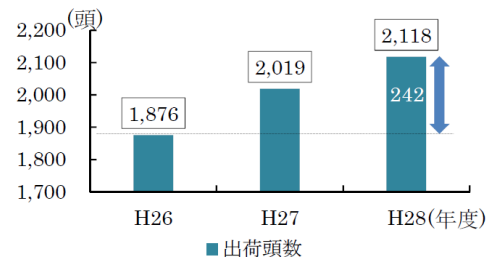


2-① 飼養衛生管理と畜産振興

- 飼養衛生管理は、品質の良い畜産物を供給するために生産者が行う毎日の家畜の健康管理と同義であり、**畜産経営の基本**。
- また、過去の疾病の発生状況、家畜の飼養状況等**地域の実情にあわせて柔軟に対応**することが重要。
- 豚の慢性疾病では、**流産や飼養途中の死亡率の減少による出荷数量の増加、増体率の向上**により、生産性向上が図られている事例もある。



◆ 地域の実情に合わせ衛生管理を行うことで出荷頭数が拡大 (栃木県の事例)



◆ 地域の実情に合わせ衛生管理を行うことで出荷日齢が短縮 (神奈川県の実例)

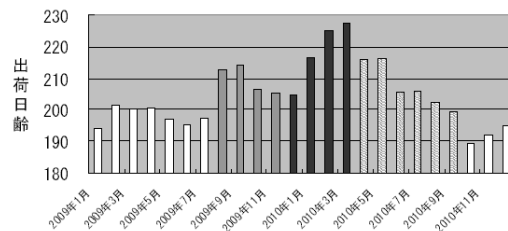


図4 出荷日齢の推移

2-②今般のCSF発生事案における課題（飼養衛生管理基準に関する指導等の現状）

農林水産省
消費・安全局

- 都道府県の確認で問題なしとされた農場について、今般の発生を踏まえ再度調査を行ったところ、**多くの農場で遵守不十分な点があった**ことを確認。
- 飼養衛生管理基準の遵守状況の改善には**一定の時間が必要**。緊急性が高い場合等、指導・助言による自主的改善を促すプロセスでは、発生を予防できない可能性がある。

◆都道府県が有している報告内容

	野生動物の侵入防止が不十分			車両・機材の消毒が不十分	衛生管理区域における衣服・長靴の更衣が不十分
	屋外飼育	柵・扉設置不十分	防鳥ネット不十分		
A農場	※指摘項目なし	—	●	—	—
B農場	—	●	—	—	—
C農場	—	●	—	—	—
D農場	—	—	—	—	—
E農場	—	—	—	—	—
F農場	—	—	—	—	—
G農場	—	—	—	—	●
H農場	—	—	●	—	—
I農場	—	—	—	—	—
J農場	—	—	—	—	—
K農場	—	—	—	—	●
M農場	—	—	—	—	—
N農場	—	—	—	—	—
L農場	—	●	●	—	●
O農場	—	—	—	—	—
P農場	—	—	—	—	—
Q農場	※指摘項目なし	●	●	—	—

◆国・県・専門家による合同農場調査の結果

3月25日 時点	野生動物の侵入防止が不十分			車両・機材の消毒が不十分	衛生管理区域における衣服・長靴の更衣が不十分
	屋外飼育	柵・扉設置不十分	防鳥ネット不十分		
A農場	●	●	●	—	—
B農場	—	●	●	●	●
C農場	—	●	●	●	—
D農場	—	●	●	—	●
E農場	—	●	—	●	●
F農場	—	●	—	●	●
G農場	—	●	—	●	—
H農場	—	—	●	—	●
I農場	—	—	●	●	●
J農場	—	—	●	●	●
K農場	—	—	—	●	—
M農場	—	—	●	—	—
N農場	—	—	—	●	●
L農場	—	—	●	●	—
O農場	—	—	●	—	●
P農場	—	—	●	—	—
Q農場	●	—	●	●	●

3-① 今般、CSFの発生が拡大した要因

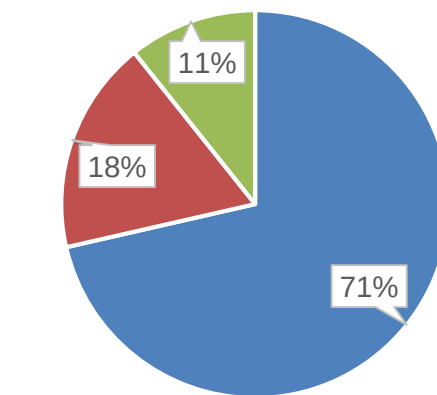
- 疫学調査チームの中間とりまとめによれば、
 - ① 近隣の発生農場由来のウイルスが原因とされるものや、何らかの要因で比較的遠い場所からウイルスが運ばれたことが原因とされるものを除き、**約7割の感染農場では、CSFに感染した野生イノシシ由来のウイルスが侵入した可能性**があったこと
 - ② 各農場への侵入要因として、野生イノシシの侵入防止対策が不十分であったほか、農場に出入りする車両、給餌車などの器具や人の消毒などが不十分であったこと等が指摘されている。

◆ 豚コレラの疫学調査に係る中間とりまとめ (令和元年8月8日拡大豚コレラ疫学調査チーム)

6 全体のまとめ(抜粋)

- 「海外から直接1例目の発生農場にウイルスが侵入した可能性」よりも「海外からイノシシ群にウイルスが侵入し、それが1例目の発生農場に伝播した可能性」の方が高いと考えられる。
- ほとんどの事例で、豚コレラに感染した野生イノシシ由来のウイルスが侵入した可能性があった。
- これらのウイルスが農場内に侵入した具体的な要因としては、農場内へのイノシシの侵入防止対策が不十分であった事例や、農場に出入りする車両、給餌車などの器具や人の消毒などが不十分であった事例が認められた。一方、農場への野生動物の侵入防止対策や、農場入口での消毒などが徹底されていた農場でも感染が起こっており、こうした農場では、カラス、ネズミ等の野生動物により農場内にウイルスが侵入した可能性が考えられた。

◆ 28例目までの感染原因として予想されるもの



- 野生イノシシ由来のウイルス
- 近隣の発生農場由来のウイルス
- 何らかの要因で比較的遠い場所から伝播されたウイルス

<野生イノシシ由来のウイルス>

- 感染野生イノシシからの直接伝播 (3例)
- 感染野生イノシシ由来のウイルスを人・モノ(車両等)・野生動物(カラス・ネズミ等)を介して伝播 (17例)

<近隣の発生農場由来のウイルス>

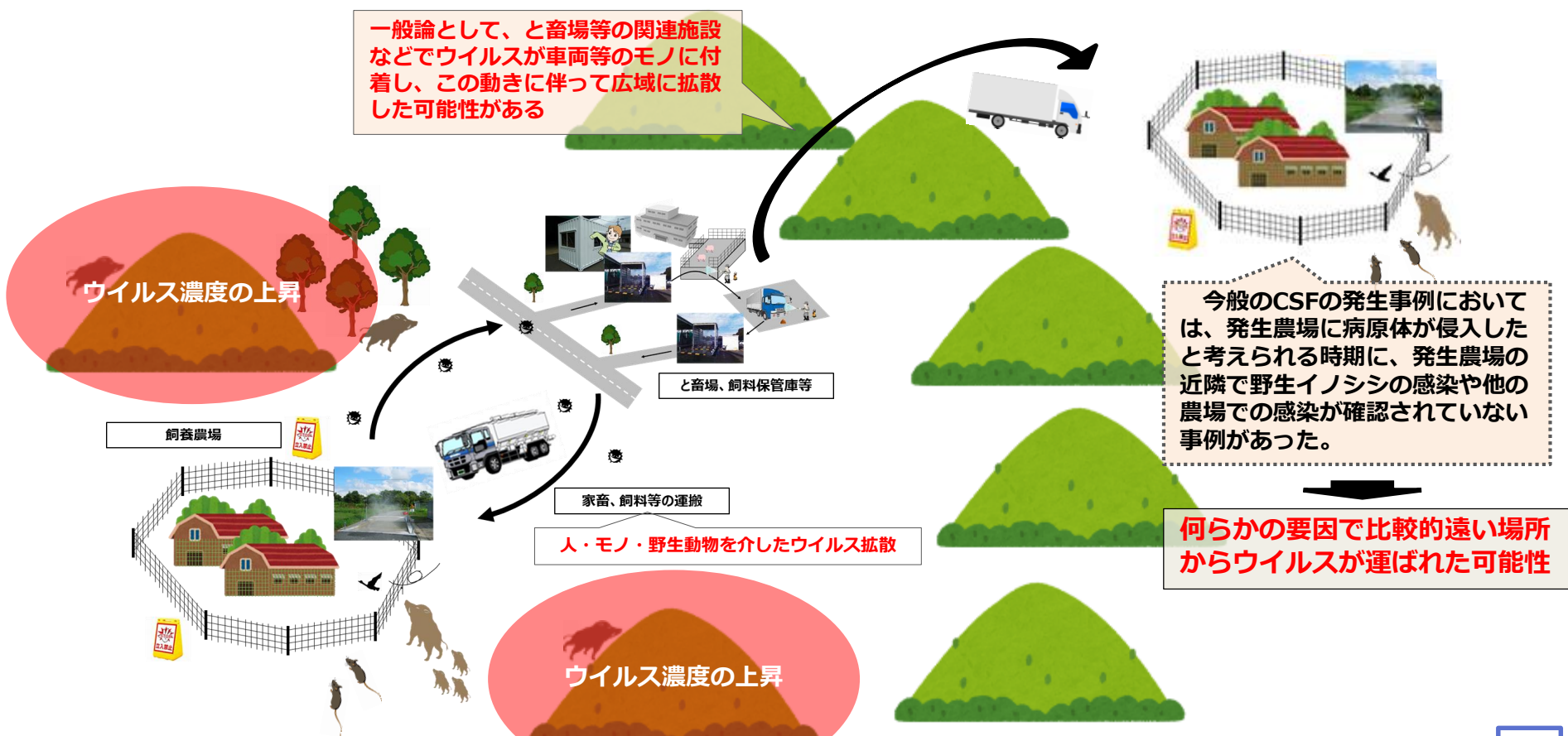
- 近隣発生農場由来のウイルスを人・モノ(車両等)・野生動物(カラス・ネズミ等)を介して伝播 (5例)

<何らかの要因で比較的遠い場所から伝播されたウイルス>

- 感染野生イノシシ又は発生農場由来のウイルスを人・モノ(車両等)・野生動物(カラス・ネズミ等)を介して伝播 (3例)

3-② 今般、CSFの発生が拡大した要因

- 野生イノシシ間でのCSFの感染が拡大したことに加え、
 - ◎ 拡散されたCSFウイルスを、人・モノ（車両等）が農場付近に持ち込み、更に
 - ◎ 人・モノ・野生動物（ネズミ・カラス等）を介して農場内にCSFウイルスが侵入したことにより、CSFの発生が拡大したと考えられる。



4 予防的殺処分の導入経緯

- 平成22年4月に宮崎県で口蹄疫の発生が確認され、同県川南町を中心とする地域において**爆発的に感染が拡大し、家伝法に基づくと殺等の従来の措置のみでは、口蹄疫のまん延の防止を図ることが困難**になった。
- こうした事態に対処するため、同年5月に口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）が制定され、ワクチン接種を前提に**患畜及び疑似患畜以外の家畜についても殺処分を行えることとした**。
- これらを踏まえ、**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）において、口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するため、患畜及び疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入した**。

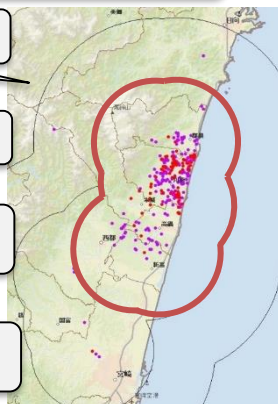
宮崎県東部における 急速な感染拡大

口蹄疫の感染が急速に拡大

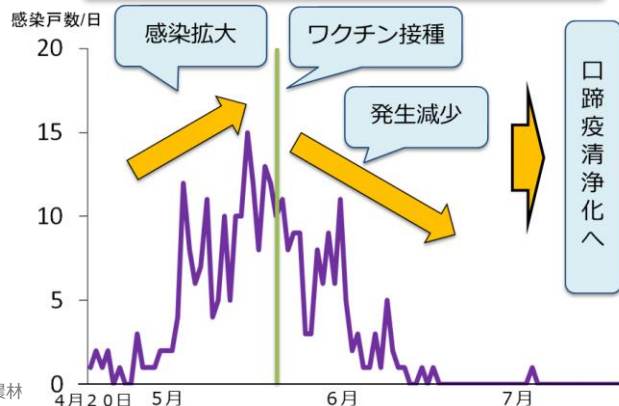
他の地域への感染拡大のおそれ

ワクチン接種の実施を決定

ワクチン接種地域において
予防的殺処分を実施



ワクチン接種により終息へ



<発生からの対応状況>

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成22年4月20日 | 宮崎県で10年ぶりに口蹄疫が発生 |
| 5月19日 | 政府対策本部においてワクチン接種の実施を決定 |
| 6月4日 | 口蹄疫対策特別措置法施行 |
| 7月27日 | 移動制限を全て解除 |
| 8月27日 | 宮崎県が終息宣言（家畜排せつ物の処理完了。清浄化） |

<家畜伝染病予防法における予防的殺処分の導入の背景>

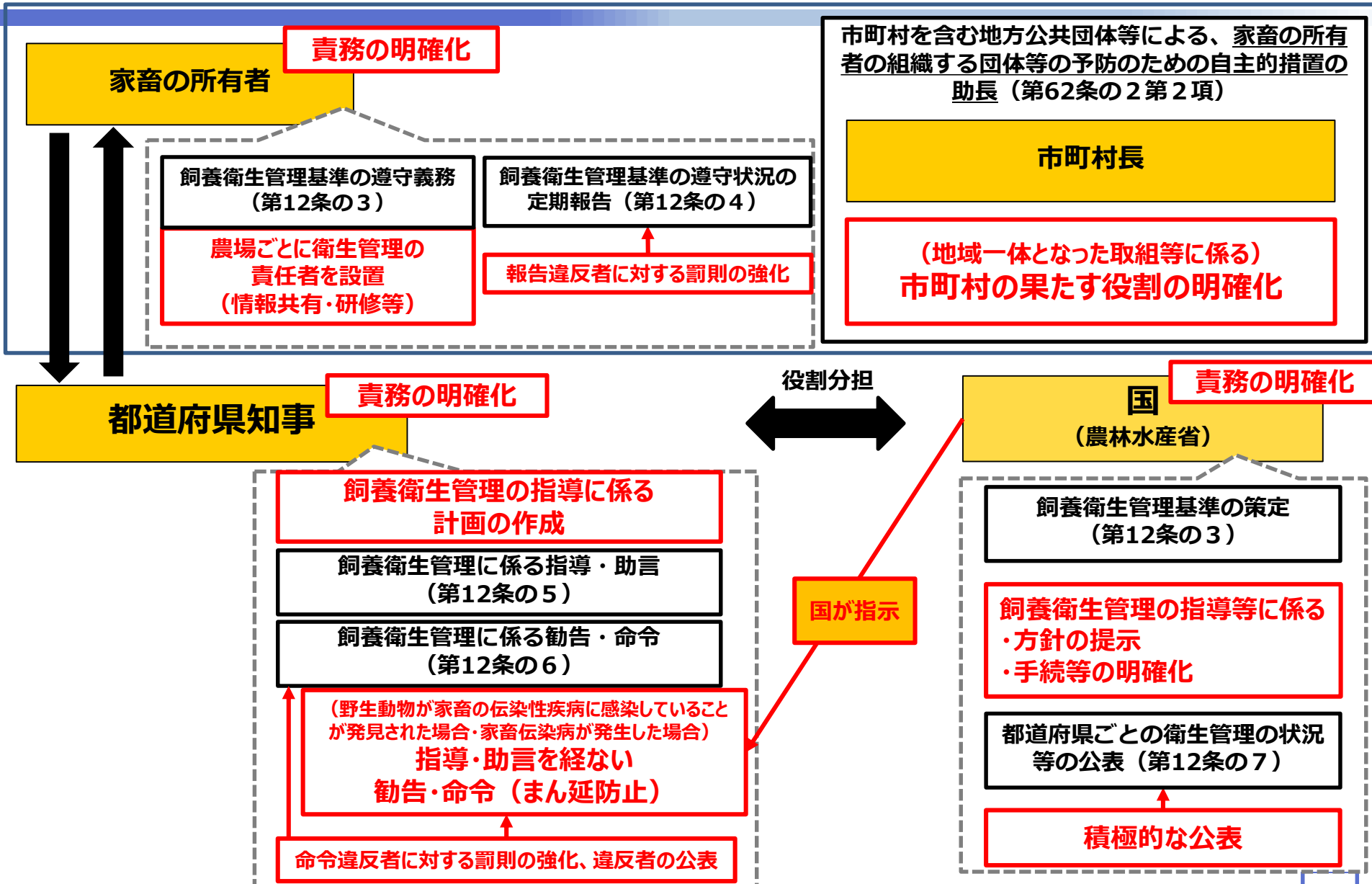
- 平成22年の宮崎県における**口蹄疫の発生事例**においては、家伝法に基づく従来のと殺等の措置のみでは、まん延防止を図ることが困難であったため、
 - ① 同年5月22日に**ワクチン接種を開始し**、
 - ② 6月4日の口蹄疫対策特別措置法施行以降、患畜及び疑似患畜以外の**家畜の予防的殺処分を実施**。
- その後、第三者からなる「**口蹄疫対策検証委員会**」を設置し、予防的殺処分の導入を含む口蹄疫における対応について検証。
- 検証委においては、予防的殺処分の導入について、「**初動防疫では感染拡大が防止できない時の対策として、経済的補償も含めて、予防的殺処分を家畜伝染病予防法に明確に位置付けておき、速やかな対策が実施できるようにしておくべき**。」と指摘があった。
- この指摘を受け、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）により、**家畜伝染病予防法において、口蹄疫に係る予防的殺処分を規定**。

5-① 改正の方向性（飼養衛生管理の強化）

現行の飼養衛生管理関係規定

改正の方向性（イメージ）

農林水産省
消費・安全局

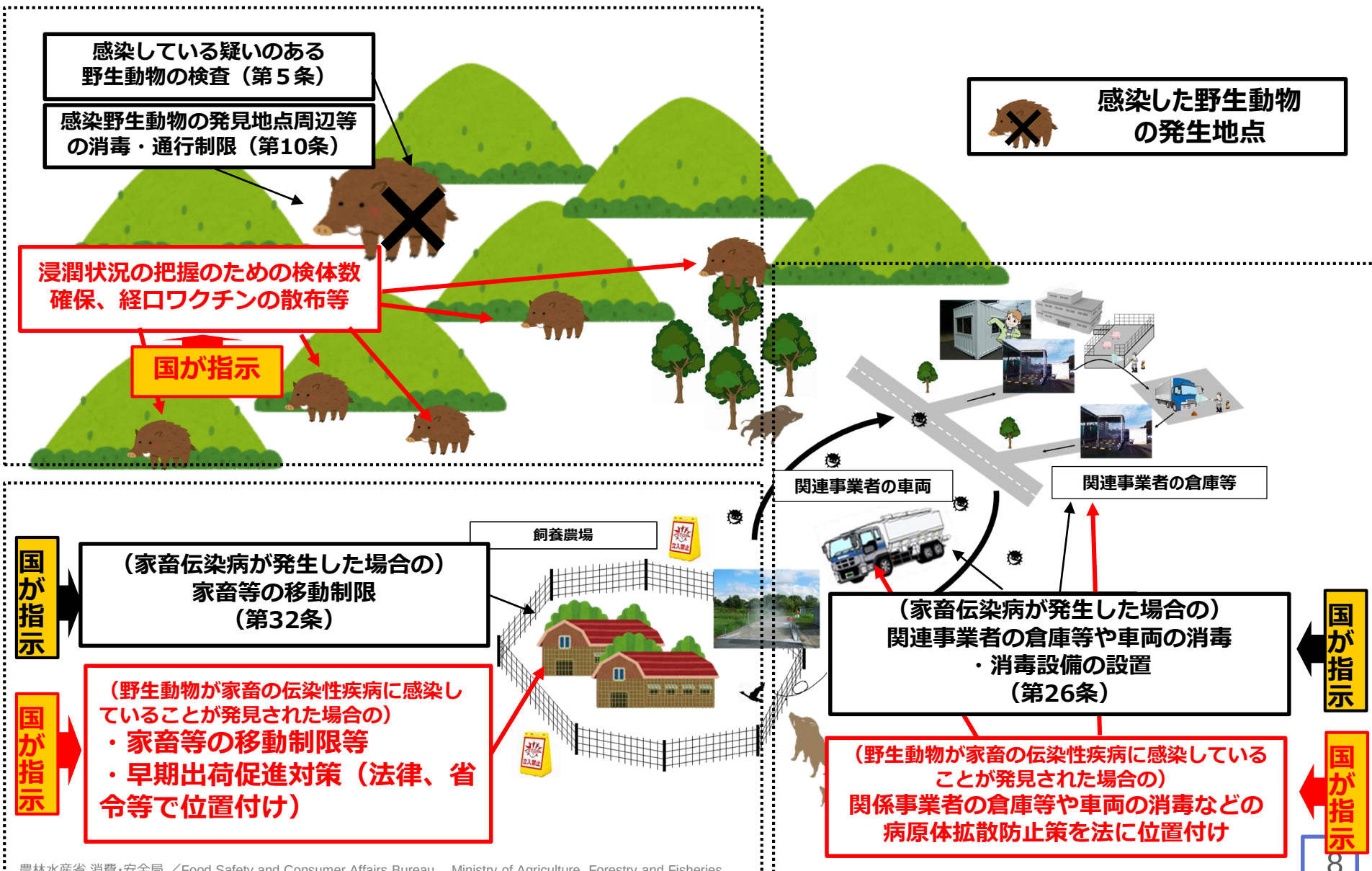


5-② 改正の方向性（野生動物の感染に対する対策の強化）

現行の野生動物対策等関係規定

改正の方向性（イメージ）

農林水産省
消費・安全局



5-③ 改正の方向性（予防的殺処分の対象疾病の追加）

改正の方向性（イメージ）

◆と殺義務の対象とされている家畜伝染病（第16条第1項第1号）

	口蹄疫	ASF	牛痘	牛肺疫	CSF	鳥インフルエンザ
感受性動物の例 ※ カッコ内は政令で定められた家畜	牛、めん羊、山羊、豚（水牛、しか、いのしし）	豚（いのしし）	牛、めん羊、山羊、豚（水牛、しか、いのしし）	牛（水牛、しか）	豚（いのしし）	鶏、あひる、うずら
伝播力	極めて強い	強い	極めて強い	極めて強い	強い	強い
主な感染経路	空気感染 接触感染	接触感染	接触感染	接触感染	接触感染	接触感染
病原性	感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	・甚急性・急性：感染した場合の致死率が非常に高い ・亜急性・慢性の場合：感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	感染した場合の致死率が非常に高い	感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	・感染した場合の致死率が高い ・感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	感染した場合の致死率が非常に高い
ワクチンの有無	○ （発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない）	✕ <u>（現状、有効なワクチンが存在しない）</u>	○ （生涯にわたって感染を完全に防御できる）	○ （発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない）	○ <u>（発症を防御することができる）</u>	○ （発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない）
我が国での発生状況	明治41年（1908年）、平成12年（2000年）、平成22年（2010年）に発生	発生事例無し	1924年に発生し、それ以降の発生なし ※世界的な撲滅が宣言されている	1941年に発生し、それ以降の発生なし ※現在、アフリカ大陸において、継続的に発生が確認されている	明治以降国内で継続的に発生、平成4年（1992年）を最後に清浄化した、平成30年（2018年）以降発生中	平成15年（2003年）に国内で初めて発生後、断続的に発生。国内の最終発生は2018年（平成30年）

予防的殺処分の対象疾病にASFを追加

5-④ 改正の方向性（輸出入検疫の強化）

現行の輸出入検疫関係規定

改正の方向性（イメージ）

農林水産省
消費・安全局

輸入国際郵便物の検査

国際郵便局

- ・表示確認（伝票、告知書等）
- ・検疫探知犬（抽出検査）
- ・税関検査

【家伝法第43条】

開梱検査



合格品



要消毒品



不合格品

税関検査

荷受人

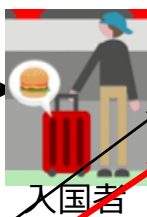


消毒

自主放棄・廃棄

入国者・出国者の携帯品の検査

手荷物受取場



入国者

自主廃棄用BOX

任意の口頭質問

検疫探知犬

〔予算事業で措置〕

届出が行われない可能性

税関検査場



動検に協力

第40条の届出を誘導

罰則の強化

家畜防疫官に一定条件下で
処分する権限を付与

動検カウンター



【家伝法第40条】

動物検疫

罰則の強化

合格

不合格

自主放棄・廃棄

警告書の発出

悪質な場合は
警察へ連絡

要消毒物品に係る
質問・検査権限
（第46条の2）

家畜防疫官に
指定検疫物（肉・肉製
品等）に係る質問・検
査権限の付与